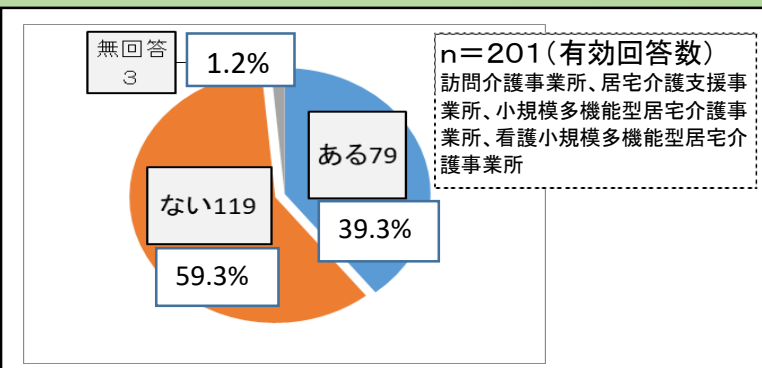
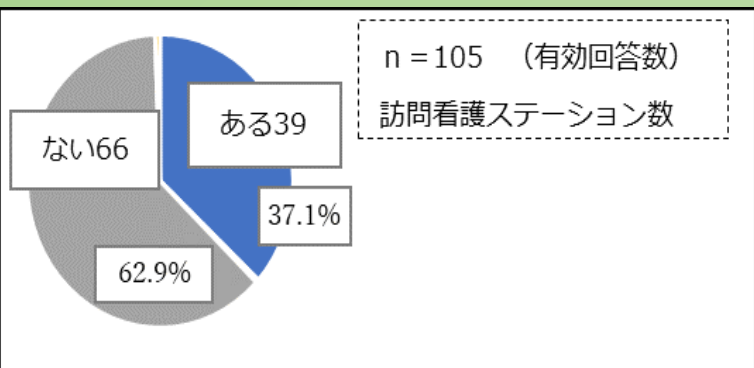


看護師・ケアワーカーへの暴力・ハラスメントは 絶対許しません！！



◆滋賀県内の訪問看護ステーションの37.1%、訪問系介護サービス事業所の39.3%が利用者や家族等からのハラスメントで困っています。



◆このような暴力・ハラスメントがあります。

物理的・身体的な暴力・ハラスメント	精神的な暴力・ハラスメント	性的な暴力・ハラスメント
<ul style="list-style-type: none"> ○蹴る ○噛む ○唾を吐く ○つねる ○物を投げつけられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○怒鳴る ○無視する ○特定の担当者のサービスを理由なく拒む ○「やめてしまえ」などの人格を否定するような発言をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体に触られる ○「胸が小さい」「パンツをみせて」等という ○介護に不必要な場面で下半身を露出する



◆弊事業所の対策

暴力・ハラスメント対策基本方針

暴力・ハラスメントは絶対に許さないという方針です。

暴力・ハラスメント対応マニュアル

管理者の役割や対処方法などのルールを定めたマニュアルを作成しています。

利用者・ご家族への説明

利用者・ご家族へ暴力・ハラスメント対策に対する事業所の方針や介護保険サービスにおいて提供できるサービスの内容や範囲を事前に説明しご理解をいただいています。

行政・医療機関・ケアマネジャーなど関係機関との協力関係の構築

対応困難な事例については、地域ケア会議で話し合い、多職種・関係機関と連携して協働して対応できる体制を構築しています。

暴力・ハラスメント発生報告の周知徹底

暴力・ハラスメント事案はすぐに管理者に報告・相談を行うルールです。

職員の教育・研修

暴力・ハラスメント対策マニュアルや接遇・コミュニケーション技術、職員自身が取り組むべき事項の研修利用者との節度ある関係の維持など、職員自身が取り組むことの研修を行っています。

複数訪問・担当者交代 等

必要があるときは、複数訪問や担当者の交代についてご理解をいただいています。



◆職員一人ひとりが、暴力・ハラスメントの予防に取り組みましょう！

- ✓ 暴力・ハラスメント対策の研修を受け、日頃の準備や接遇、緊急時の対応について理解しておきましょう。
- ✓ 相手に刺激や不快感を与えないように身だしなみを整え、緊急時には走れるような靴・服を身につける、退路を確保するなど、自分でできる対策を行いましょ。
- ✓ 訪問時には、訪問の場所、滞在時間、移動手段（徒歩、自転車、自動車、電車など）経路などを事業所に事前に報告しておき、携帯電話に待機者の連絡先、最寄りの警察等の電話番号を登録しておきましょう。
- ✓ 利用者等から職員個人の情報の提供を求められても断り、理不尽な要求があった場合は適切に断るなど節度ある良好な人間関係を築きましょう。
- ✓ 暴力・ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合や、そのおそれを感じる場合は、速やかに事業所に報告・相談しましょう。

